

(2 1) E A 21 地域事務局運営規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人大阪技術振興協会（以下「本協会」という）に設置されたエコアクション 21（以下 EA21 という）地域事務局の運営に関する必要事項を定めることを目的とする。

(EA21 地域事務局の設置)

第 2 条 本協会と一般社団法人持続性推進機構との EA21 認定・登録契約書に基づき EA21 地域事務局（以下「当事務局」という）を本協会内に設置する。

2. 当事務局は、地域等の事業者からの審査の受付、審査人の選定、審査結果の受理・確認、地域判定委員会での事業者の認定・登録の可否の判定等の業務を行う。また、地域における普及セミナーや審査人研修の実施等、EA21 の普及促進の活動等を行う。
3. 本協会は、第 2 条の契約先 EA21 中央事務局の定める「EA21 地域事務局の認定及び運営に関する規程」（以下「認定・運営規程」という）及びその他の規程を遵守し、当事務局の運営に必要な組織（地域事務局、地域運営委員会、地域判定委員会及び EA21 普及委員会）を設置する。
4. 前項のそれぞれの組織の長は、地域事務局長の推薦により本協会の理事長が委嘱する。

(地域事務局長の選任)

第 3 条 地域事務局長は、本協会の理事会が選任し、前第 2 条の地域事務局業務を統括する。

(地域事務局の業務)

第 4 条 当事務局は以下の業務を行う。

1. 地域等において事業者からの審査の申込を受付けること
2. 事業者の希望により、審査人を選定、又は紹介、斡旋を行うこと
なお、人選に当っては「EA21 審査人倫理規程」に違反がないことを確認すること
3. EA21 審査人より審査計画書、審査報告書の送付を受けるとともに、審査後の書類の内容確認・判定、事業者からの認証・登録申込書等を受付けること
4. 地域判定委員会を開催し、認証・登録の可否を判定すること
5. 判定結果を含め EA21 中央事務局に事業者の認証・登録に必要な報告を行うこと
6. 地域運営委員会を年 1 回以上開催すること
7. 毎年度の事業計画及び収支予算の策定、事業報告及び収支計算を作成すること
8. EA21 認証・登録制度の普及、促進を図ること。また、別に定める規程により本協会の組織である EA21 普及委員会と連携を密にして行うこと
9. 地域の審査人の能力向上を図るために、年 1 回以上、審査人力量向上研修会を行うこと
10. 自治体イニシアティブや関係企業、グリーン化プログラム等の普及を図り事務局を務めること
11. その他 認定・運営規程に示す業務

(地域運営委員会)

第 5 条 前条の業務を遂行するために、地域運営委員会を設置する。

2. 認定・運営規程に則り、毎年度の事業計画及び収支予算、事業報告及び収支計算、その他運営に関する重要事項を審議する。
3. 地域運営委員会は 8 名以上 15 名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、本協会の理事長が委嘱する。
 - 1) 地域の事業者関係団体の有識者
 - 2) 環境保全関係団体などの有識者
 - 3) 環境保全に関する学識者
 - 4) EA21 審査人

4. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、原則として連続6年を超えないものとする。
5. 地域運営委員長は、委員の互選により選出する。
 - 1) 地域運営委員長は、委員会を統括する。
 - 2) 地域運営委員長に止むを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理がこれを代行する
6. 地域運営委員会は、地域事務局長が招集し、委員長はその議長を務め、原則として年1回以上開催する。

(地域判定委員会)

第6条 当事務局内に地域判定委員会を設置する。

2. 地域判定委員会は次の事項を審査する。
 - 1) EA21 認証・登録の推薦の可否の判定
 - 2) EA21 審査人の審査結果に対する異議申し立て
3. 地域判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は4名をもって構成する。
4. 地域判定委員会の委員は、事業者の環境経営への取組みなどに関する専門家及び有識者などから、本協会の理事長が委嘱する。
5. 地域判定委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、原則として連続6年を超えないものとする。
6. 地域判定委員長は、委員の互選により選出する。委員長は、委員会を統括する。また、委員長に止むを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。
7. 地域判定委員会は、必要に応じて地域事務局長が招集し、委員長はその議長を務める。
8. 会議は、これを構成する委員の3名以上の出席がなければ、議事を開き決議することができない。ただし、委任状がある場合はこれを認め、会議の決議は全会一致を原則とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、本協会の理事会の議決を経て行う。

平成20年 9月17日 制定
平成22年12月17日 改訂
平成24年12月14日 改訂
平成26年12月12日 改訂